

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

また、国庫補助金については、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより、都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。

さらに、地方債については、長期かつ低利な公的資金を確保し、耐用年数を踏まえた償還年数の延長など貸付条件の改善を図ること。

2. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、耐震化も含め、改築・更新に係る十分な財政措置を講じること。

また、近年頻発する豪雨に対処するため、浸水対策に係る財政支援を拡充すること。

3. 下水道をはじめとする汚水処理の事業運営の効率化を図るため、施設の縮小、廃止、集約化に伴う財産処分等の承認基準を緩和すること。

4. 下水道の経営に資する財政措置

(1) 電力価格の高騰により、下水道施設に係る維持費に多大な影響が生じていることから、安定的な経営が維持できるよう必要な措置を講じること。

(2) 下水道事業の経営改善のため、高資本費対策に係る繰出基準の年限要件を見直すとともに、分流式下水道への繰出基準を継続すること。

5. 汚水管の改築に係る国費支援に関して、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化することについては、現行の下水道事業運営に支障を来すことがないように、都市自治体の取組状況を踏まえつつ、要件化開始時期に柔軟性を持たせるとともに、ウォーターPPP導入に当たって課題を抱える自治体への解決策の提示や検討に係る財政措置を講じるな

ど、積極的な支援を行うこと。

6. 末端管渠の整備については、再度、社会資本整備総合交付金の対象とすること。

7. 令和7年度までとされている下水道事業債（脱炭素化推進事業）については、事業期間を延長すること。

8. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設に係る改修・更新及び溢水対策等に対し、十分な財政措置を講じること。